



安心して自分らしく住み続けられるまちへ ひとり暮らし高齢者訪問

図 介護福祉課

地域の見守りと合わせて、ひとり暮らし高齢者などへの訪問活動を実施しています。地域包括支援センターの各プランチ職員が、対象となる方の自宅を訪問し、生活上の困りごとや心配ごとなどを伺っています。令和7年度は、684人の方の自宅を訪問します。

【地域包括支援センターとは】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人はもちろん、そのご家族や近所にお住まいの方も相談できる「高齢者に関する総合相談窓口」です。

【主な取り組み】

介護・医療・福祉・権利擁護などの相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携して支援しています。また、高齢者が主体的に介護予防に取り組めるように、介護予防の支援なども行っています。センターの職員（社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師など）それぞれの専門性を活かすことで、医療・介護・福祉の“切れ目ない支援”を行い、地域全体で高齢者を支えられるようにしています。

支援が必要な方は適切なサービスへつないだり、民生委員や同センター職員が再度訪問することで、高齢者が安心して自分らしく住み続けられるやさしいまちづくりに努めています。



認知症の方とその家族に安心を 認知症高齢者等 個人賠償責任保険

図 介護福祉課

高齢化の進展とともに、認知症と診断される人も増加しています。認知症となっても安心して本人とその家族が暮らすことができるよう、行方不明になる恐れのある認知症高齢者などを対象に、本市が契約者として「個人賠償責任保険」に加入する取り組みを令和7年度に始めました。万が一、事故などで対象者が賠償責任を負ったときに、本市の契約保険が最大3億円を補償します。令和7年11月現在、79人の方が加入しています。



介護人材の確保へ 介護支援専門員の 復職や資格取得を支援

図 介護福祉課

65歳以上の方々の人口増加に伴い、介護サービスなどのニーズの高まりによる介護人材の不足が懸念されています。そこで令和7年度から、本市独自の介護人材の確保策として、離職した介護支援専門員（ケアマネジャー）が復職するための資格更新に係る研修や、資格の新規取得に係る研修の受講料を全額助成しています。要介護者などの身近な相談役である介護支援専門員の確保に努め、高齢者サービスの充実を図ります。